

広域労働企画調整官設置規程

平成 23 年 3 月 25 日
大臣官房地方課長伺い定め

(設置)

第 1 条 平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震の災害復旧・復興及び被災者の生活支援等のために、厚生労働省現地対策本部その他関係者と緊密に連携を図りつつ取組を進める各都道府県労働局を支援するため、大臣官房地方課に「広域労働企画調整官」を置く。

(広域労働企画調整官)

第 2 条 広域労働企画調整官は大臣官房地方課長が任命する。

(広域労働企画調整官の業務)

第 3 条 広域労働企画調整官は、命を受けて、第 1 条の目的を達成するため、大臣官房地方課の所掌事務のうち、高度な調整が必要となる特定事項にかかる企画及び立案等に当たるものとする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 29 日から施行する。